

「日本出土の景初四年銘三角縁盤竜鏡」について

(2013年10月『季刊邪馬台国』119号掲載分)

原著 王仲殊

日本語訳 平松健

この論文は王仲殊氏の「再論日本出土的景初四年銘三角縁盤竜鏡」(『考古』2012年第6期〈考古雑誌社、2012年6月25日刊)に掲載)の日本語訳である。

この論文は、王仲殊氏の「日本出土の景初四年銘の三角縁盤竜鏡について」(原題「日本出土的景初四年銘三角縁盤竜鏡」『考古』1987年第3期、日本語訳『三角縁神獣鏡』学生社、1972年刊所収)の続編である。

凡例

- 1 注1、2等番号のあるものは王仲殊氏の原文のなかにある注である。
- 2 注＝とあるものは、訳者の注である。
- 3 括弧書きは基本的には原文にあったものである。
- 4 用語として、日本語より若干ニュアンスの違うものもあるが、できるだけ原文の用語を用いた。

一

一九八六年十月八日、日本の京都府福知山市教育委員会は当市東羽合町の広峯古墳群のなかの第十五号墳から「景初四年」紀年銘の三角縁盤竜鏡一面を発掘した。他にも同類があり、兵庫県西宮市辰馬考古資料館が四日後の十月十二日に、当館所蔵の「景初四年」銘三角縁盤竜鏡は広峯一五号墳出土の三角縁盤竜鏡と、大きさ、形状、図案、銘文など完全に同じで寸分の差異もないことを発表した。鑑定の結果両者はまさに同範鏡である。

日本の文部省(文科省)の招待をうけて私は一九八六年十月二十一日から二週間日本を訪問した。十月二十五日、二十六日に奈良を訪問したとき、私はこの二面の「景初四年」紀年鏡の実物を見ることができた。十月二十六日午後、私は奈良国立文化財研究所の要請に応じて「呉の鏡師陳世作の神獣鏡を考える」という題で公開講演をした。もとの講演の原稿の他、補充を行い、この新しく出現した二面の「景初四年」紀年銘三角縁盤竜鏡は、従来から日本で大量に出土した三角縁神獣鏡と同様、中国の三国時代(AD二二〇～二六五年)に日本に東渡してきた呉の工匠たちが日本で作ったものと同様なものであることを指摘し、また鏡の銘の文字の検討、銘文の含む意味の解説をし、あわせて、この「景初四年」銘三角縁盤竜鏡を作った工匠陳是(すなわち陳氏)とすでに出現している「景初三年」銘三角縁神獣鏡(一面は島根県神原神社古墳出土)、「正始元年」銘三角縁神獣鏡(三面あり、群馬県柴崎古墳、兵庫県森尾古墳、山口県竹島古墳から別々に出土しており、同範鏡に属する)を作った工匠陳是は同一人であると判定した。

私が強く指摘したことは、「景初四年」銘三角縁盤竜鏡の出現は、日本に出土した数百枚に達するいわゆる舶載三角縁神獣鏡が、中国三国時代の魏朝皇帝から賜ったものではなく、日本へ渡ってきた呉の工匠が日本で製作したものであるということをもっと重視する理由の一つは、「景初四年」という年号は、実際には存在しないものであることである。呉の工匠陳是は遙か日本にあって鏡を作っていたから、魏朝の改元のことは知らなかった、それゆえ、三角縁神獣鏡の銘文中に「景初三年」の紀年を使用した。その後翌年製作の三角縁盤竜鏡の銘文の中に「景初四年」の紀年を使用した(注1)。その後久しからずして、陳是は魏朝が、すでに景初三年の後、正始元年と

年号を改めたことを知ったから、新しく鑄造する三角縁神獣鏡の銘文には「正始元年」の紀年を使用している。中国古代史上、いわゆる「景初四年」の年号が全く存在しなかったことについては、その詳細な考証を以下に述べる。

二

『三国志・魏書』「明帝紀」と「少帝（齊王芳）紀」の記載によれば、魏の明帝は景初三年（西暦二三九年）正月丁亥正月朔日（すなわち正月の第一日で、その干支が丁亥である）に死去した。齊王芳は皇太子となり、すぐに位を継いで皇帝となった。漢武帝より以来、前漢、後漢および魏朝は新皇帝即位の当年は先帝の年号を続けて用いるという一貫した決まりに従い、齊王芳即位後もこの年を景初三年と称した。『三国志・魏書・三少帝（齊王芳）紀』には明確に記載されており、景初三年十二月、魏帝は詔書を発して言った。

「列祖明皇帝は正月に天下を見捨てられ、臣下や子供たちは何時までもその命日の悲しみを抱いている。それゆえ再び夏王朝の暦を使用せよ。先帝がとられた三統の方式（夏・殷・周の暦を循環させる）にはもとのが（注＝三統とは北斗星の柄の方向が寅（一月）を指す建寅（夏暦）、丑を指す建丑（殷暦）、子を指す建子（周暦）のことで、王朝が変わるごとに循環して用いるという考えであり、周を受けた漢は夏暦を用い、漢を受けた魏は殷暦を用いるべきところ、ここで、再び夏暦に復するのは、義にもとるが、という考え）、これ（注＝いつまでも悲しみを抱き続けていること）もまた礼制を変更するに十分な理由である。また夏王朝の暦は天の暦と合致しているところが多い。そこで建寅の月を正始元年正月とし、建丑の月を後十二月とせよ」

この詔書の言葉から、次のことを知ることができる。

魏の明帝は景初三年正月一日に死去し、哀悼の意を表したが、翌年正月一日にすぐ正月の慶事を行うには都合が悪い。このため、景初三年十二月の後に一カ月加えて、「後十二月」と称し、もって、国家の元旦の慶事と先帝の喪礼との間の矛盾を解決した。このようにして景初三年は十二月が二回あることになる。この前の青龍五年（西暦二三七年）三月に魏の明帝は「青龍」の年号を改め「景初」とし、併せ、新しい景初暦とし、かつ、本来の青龍五年三月を景初元年四月とした。そのため、景初は元年、二年、三年とも一カ月早くなっている。景初二年三年は本来の十二月（丑月）を正月にしている。これが詔書で言う、「三統の方式」である。

周知の通り、中国の古代暦法では夏代は黒統となし、寅月（一月）をもって正月とする。商代は白統となし、丑月（十二月）をもって正月とする。周代は赤統となし、子月（十一月）をもって正月とする。いわゆる三統である。（注＝一般には、天統、地統、人統と説かれ、いわゆる三正である。三統暦は前漢末劉歆^{りゅうきん}によって完成せられた。十九年を一章とし、二十七章を一会とし、三会を一統とし、三統を一元とする。いわゆる天地人の三統は一元に合し、太極上限に復し無窮に還運するという）。前漢武帝は太初元年（西暦前一〇四年）丑月（十二月）太初暦を行い、丑月を十二月とし、寅月をもって正月とした。これがすなわち夏正である。ただし董仲舒（注＝武帝が儒教を国教とすることに関与）等の人は歴史循環論を主張し、天の道の終わりは同時に始まりであり、黒白赤の三統は循環反復して行くと説く。そして後漢の『白虎通義』（注＝儒学書。四卷。班固撰。後漢の章帝が宮中の白虎観に諸学者を集め、五経の解釈の異同を討議させた結果を記録編集したもの）等の書は更にこの説を発展させた。そして魏の明帝は儒臣高堂隆の通三統の理論を採用して、暦法を改めた。景初二年、景初三年ともに、丑月をもって正月とすることにした。（注＝高堂隆（二世紀？―二三七年）、字は升平、泰山郡平陽（今の山東省新泰市）の人。魏の官僚。前漢の儒者・高堂生の子孫）。位を継いだ魏の少帝（齊王芳）は景初三年（西暦二三九年）十二月の後に「後十二月」という一月を挿入した。これにより前漢武帝以来の、丑月を十二月とする旧制度に復帰し、翌年の正始元年（西暦二四〇年）は武帝以来の

寅月を正月とするように定めた。このことがすなわち、詔書で言うところの「復用夏正」である。

右にのべた如く、普通の年と違うのは、正月から「後十二月」まで、景初三年は十三カ月あることになる。普通の年は正月から十二月までで、正始元年の場合十二カ月ある。正始元年の正月と景初三年の「後十二月は直接つながっており、「景初四年」は全く存在し得ない。かくして前述の日本で出土した二面の同範の三角縁盤竜鏡は中国魏朝皇帝から倭国女王卑弥呼に賜給された、いわゆる魏鏡であることは全く不可能である。

前にすでに述べたように、この二面の「景初四年」銘三角縁盤竜鏡を製作した工匠陳是と「景初三年」銘と「正始元年」銘の三角縁神獸鏡を製作した工匠陳是は同一人である。日本に出土した数百面に達する多数のいわゆる舶載三角縁神獸鏡は中国のどこからも出土した例がない。また鏡の形や文様は、中国三国時代江南の呉の地域に広汎に流行した画像鏡、神獸鏡にすこぶる似せられて作られている。このことから、実際は当時呉地の工匠が日本に渡ってきて、日本で製作したと認定できる。私はかつて、「景初三年鏡と正始元年鏡の銘文の考釈」と題する論文と、「景初三年鏡と正始元年鏡の銘文の補釈」という論文を書いたが、いずれも、これらの鏡は三国時代呉の工匠が日本の地で製作したという結論を得ている（注2）。

三

いま私は、倭の女王卑弥呼が最初に中国魏朝に使いを派遣したのは景初三年であって、景初二年にあった事実ではないことを再び、詳しく説明しようと思う。ここでは先ず、中華書局出版の『三国志・魏書・東夷（倭人）伝』にある関係個所の原文を抄録する。（注＝翻訳文は、世界古典文学全集三国志Ⅱ筑摩書房を参考にした。注＝とある訳者の注であり、それ以外の括弧書きは同書の括弧書きである。なおルビについては、異説もあり、かなり省略した）。

「景初二年（二三七）六月、倭の女王は大夫の難升米らを帯方郡遣わし、天子に朝献して献上物を捧げたいと願い出た。太守の劉夏は役人と兵士を付けて京都まで案内させた。その年の十二月、倭の女王へのねぎらいの詔書が下された。（注＝原文では、倭の女王に報じて言うには、）

『親魏倭王・卑弥呼に制詔を下す。帯方太守の劉夏が使者をつけて汝の大夫の難升米、副使の都市牛利を護衛し、汝の献上物、男の奴隸四人、女の奴隸六人、班布二匹二丈を奉じてやって来た。汝ははるか遠い土地におるにもかかわらず、使者を送って献上物をよこした。これこそ汝の忠孝の情のあらわれであり、私は汝の哀情に心を動かされた。いま汝を親魏倭王となし、金印紫綬を假授するが、その印綬は封印して帯方太守に託し、代わって汝に假授させる。汝の種族のものたちを鎮め安んじ、孝順に努めるように。汝の送ってよこした使者、難升米と牛利とは、遠く旅をし、途中苦勞を重ねた。いま難升米を率善中郎將となし、牛利を率善校尉となして、銀印青綬を假授し、引見してねぎらいの言葉をかけ、下賜品を与えたあと帰途につかせる。いま絳地交龍文の錦五匹、絳地縹粟の罽（けおりもの）十張、疋絳五匹、紺青五匹をもって、汝の献上物への代償とする。加えてとくに汝に紺地句文の錦三匹、細班華の罽五張、白絹五匹、金八両、五尺の刀二ふり、銅鏡百枚、真珠と鉛丹のおの五十斤ずつを下賜し、みな箱に入れ封印して難升米と牛利に託し、帰った

あと目録とともに汝に授ける。これらのすべては、それを汝の国のうちのすべての者たちに示して、朝廷が汝らに深く心を注いでいることを知らしめんがためのもので、それゆえことさらに丁重に汝に良き品々下賜するものである。』

正始元年帯方太守の弓 遵^{きゅうじゆん}は建中校尉の梯 儁^{ていしゆん}らをおくり詔書と印綬をたずさえて（注＝原文は奉じて）倭国に行くと、倭王に位を仮授し、同時に詔とともに、金、帛（しろぎぬ）（注＝岩波文庫版では金帛）、錦罽、刀、鏡、采物（身分を表す采〈いろどり〉のある旗や衣服）を下賜した。倭王はその使者を通じて上表し、厚い詔に対する感謝の気持ちを表した。同（注＝原文は其〈＝正始〉とあり、佩文韻府では、其を「景初」と読み間違えている）四年、倭王はふたたび、大夫の伊声耆、掖邪狗ら八人を使者に立てて、奴隸、倭錦、絳青の縑（かとりぎぬ）^{めんい}懸衣帛布、丹、木拊（注＝原文は「豸に付」）であるが、パソコンでは出て来ない。藤堂明保の『漢和大辞典』にも出て来ない。諸橋轍次『大漢和辞典』にかろうじて出て来るが、意味は山羊に似た動物で意味をなさない。「豸に付」は拊で、ユミヅカであると思われる。那珂通世は短い弓矢とする。水野祐評釈五四六頁。また中華書局版〈注＝王仲殊氏引用も〉は丹木、拊（豸＋付）となっている）、短弓とその矢を献上した。（以上引用文訳）

ここにおいて先ず指摘しなければならないことは『三国志・魏書・明帝紀』に記述しているように、景初二年春正月、魏の明帝は司馬懿に詔を出し、兵を率いて、遼東に割拠する公孫淵を討伐するよう命じている（朝鮮半島の楽浪郡、帯方郡もまた公孫淵の支配したところと考えられる）。景初二年秋八月丙寅（七日）、司馬懿は公孫淵を襄平（平壤）に包囲し、（注＝王仲殊氏は「襄平（平壤）」としているが、漢書地理志下に「遼東郡、秦置。属幽州。〈中略〉。縣十八、襄平、有牧師官。莽曰昌平。」とある〈中華書局版一六二五頁〉。平壤は遼東郡の襄平ではない。）、大いにこれを破り、淵の首を切って京都（洛陽）に送った。これで海東諸郡（楽浪郡、帯方郡を含む）は初めて平定を告げた。このことから、景初二年六月は遼東および帯方郡はまさに戦争中であつたと見るべきで、倭国の使者が帯方郡及び遼東の各地を経由して魏朝の都城の洛陽に来ることは不可能なことだ。

次に、景初二年十二月の後は景初三年であり、景初三年十二月（「後十二月」ということになるが）の後に正始元年がくる。上述の「親魏倭王」の金印および金、帛、錦、罽、刀、鏡、采物などは、景初二年十二月の詔書中にのべられ、賜与されることになっているが、しかし、一年もの時間を経た後の、正始元年になってやっと、帯方郡の新任の太守弓遵が梯儁らの館員を派遣し、これらをもって倭国に行き、倭の女王卑弥呼に詔をのべ、印、賜物をさずけるのは、誤って日時を延ばしているのではないか、通常と言えないのではないか。

これにより、『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』に景初二年と記載されていることは、景初三年の誤りと認識しなければならない。このようにして、魏帝が景初三年十二月に詔書を発し、金印を授け贈り物をするとしたものは時間的に次の年の正始元年に朝鮮半島にある帯方郡を経由して倭国に運ぶことが可能なのであり、これが実情と付合している。（注＝反対論複数あり）。

事実『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』の文字の刻印間違いに属するものは、単に「景初三年」を「景初二年」に作っている一個所だけではない。たとえば、『後漢書・東夷（倭）伝』、『梁書・東夷（倭）伝』、『北史・倭国伝』等の記載からみて、『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』の中で「一大国」は「一支国」の誤りであり、「邪馬壹国」は「邪馬臺（台）国」の誤りであり、いずれも疑問のない所である。この他、卑弥呼女王の後継者「壹与」と書かれているものは、「台（臺）与」の誤りであることも学界では共通認識である。（注＝古田武彦氏は反対説）

以上の問題に関して、『梁書』と『北史』の記載は非常に参考とするに値する。『梁書・東夷（倭）伝』の記すところは、「魏の景初三年に至り、公孫淵を誅した後、卑弥呼は初めて朝貢し、魏は親魏（倭）王として、金印紫綬を仮賜した」とする。『北史倭国伝』の記載では、「魏の景初三年公孫文懿（淵）

を誅した後、卑弥呼は初めて使いを遣わして朝貢し、魏の天子は金印紫綬を仮賜した」となっている（中華書局標点本による）。言うまでもなく『梁書』『北史』の記述は姚思廉や李延寿などが、唐代初期に参考にした『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』の記載が「景初二年」でなく、「景初三年」となっていたことを示すものであろう。この他『太平御覧（四夷部）』の東夷倭国に関する歴史書の記載も、「景初三年公孫淵死す。倭の女王大夫難升米等を遣わし帯方郡（より）天子に詣で朝見することを求む」とある。これもまた証拠になるであろう。（注3）

四

ここまで説いてくると、話題を日本に転じる必要がある。

中国の唐代の学者張楚金は唐の高宗顯慶五年（西暦六六〇年）『翰苑』なる書を著した。多くは散逸しているが、抄本の残巻が日本に遺っており、現在日本の九州福岡県太宰府天満宮にある。『宋史・芸文志』に『雍公睿注張楚金翰苑十一卷』と記されている。ただし、日本の学者の考証によれば、翰苑の本文は言うを待たないが、その注もまた、多く張楚金本人の注であり、雍公睿のしたことは、極く少数の補注に過ぎない。（注4）

『翰苑』の抄本注文中で、明記されていることは、卑弥呼女王は大夫難升米等を遣わして、男女生口および班布を献上したのは「景初三年」とあり、『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』が記載している、卑弥呼が最初に使いを遣わして朝貢したのは何年であるかを考える基本を十分明示している。賞賛すべきことは、『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』の記載と対照して、『翰苑』の抄本が、倭地で瀚海を南に渡航して至る国を、「一大国」ではなく「一支国」（今の壱岐島）としており、また卑弥呼の承継者としての幼い女王の名を「壹与」ではなく「臺（台）与」としていること、また『梁書・東夷（倭）伝』『北史・倭国伝』等の史書の記述と一致することは、実にすばらしいことである。（注5）

上述のように『梁書』『北史』から『翰苑』の関係ある記述を見てきたが、西暦十一世紀初の北宋の真宗咸平六年（西暦一〇〇三年）以降の『三国志』刻本と対比してみると、西暦七世紀ないし八、九世紀の唐代の『三国志』抄本は、誤字脱字は多いが、少なくとも『三国志・魏書、東夷（倭人）伝』にある「三」「支」「台（臺）」などの幾つかの文字の正確性は優勢を保っている。『太平御覧』の編輯は宋の太宗太平興国二年（西暦九七七年）に開始し、太平興国八年（西暦九八三年）に完成した。これから判断できることは、東夷倭国のことに関しては、その参照した『三国志・魏書』もまた唐代以来の抄本であったと思われる。私のこの判断は日本の最もよく知られている歴史書『日本書紀』の記述中にも証左が得られる。

『日本書紀』の編纂が完成したのは奈良時代（西暦七一〇～七八四年）、元正天皇の養老四年（西暦七二〇年）で、これは日本国の第一級の正史である。その後の他の日本の史書の多くは、あるいは長いもの、あるいは短い断代史をなして、『日本書紀』と同じではない。『日本書紀』の記すところの歴史は、上は原始の神話伝説の時代からはじまり、下は、七世紀の、いわゆる飛鳥時代までにおよんでおり、まさに一大通史である。記述していることの信頼度においては、年代の早いものほど、信頼できないが、遅くなる程、信頼度が高まってくる。七世紀の飛鳥時代の記述の歴史的信用性は相当高いものである。この前の六世紀の歴史については大体信用できるが、なお一定の不確かなところもある。五世紀の歴史については、信用度は高くないが、また相当に信用できるものもある。一世紀から三世紀の歴史については後漢書や三国志の関係記事との対比が不可欠であるが、日本書紀の記述をすべて信じることはできない。

ここで私は日本書紀神功皇后紀を例に上げて、前に述べた魏の明帝の年号の問題を説明したい。（注6）

以下引用：『日本書紀神功皇后紀』（以下日本古典文学大系『日本書紀』を準用して翻訳）

三十九年（己未）この年、太歳己未。魏志に云く、明帝の景初三年の六月、倭の女王（注＝日本書紀および倭人伝には倭女王となっているが、王仲殊氏引用文には倭王となっている）、大夫難升米等を遣わして、郡に詣りて天子に詣らむことを求めて朝見す。太守劉夏吏を遣わして將て送りて、京都に詣らしむ。

四十年（庚申）（注＝日本書紀には庚申の記述はないが、王仲殊氏は庚申と括弧書きしている）魏志に云く、正始元年、建忠校尉梯携等を遣わして、詔書印綬を奉りて、倭国に詣らしむ。

四十三年（癸亥）（注＝四十年と同様、日本書紀には癸亥の記述はないが、王仲殊氏は癸亥と括弧書きしている）、魏志に云く正始四年倭王、復使大夫伊聲者掖耶約（注＝倭人伝は伊聲者掖邪狗）等八人を遣わして上献す。（注＝倭人伝では生口、倭錦等記載されている）。

——引用終わり

『日本書紀・神功皇后紀』では倭国女王を卑弥呼に比定しているから、これは当然信用することは難しい、しかし、『三国志・魏書・東夷（倭人）伝』を引用した字句は、幾つかの誤字はあるが、しかし、全体的には非常に正確だと言える。特にそこで引用した倭の女王卑弥呼が第一回目に魏に使いを派遣した年の部分は、景初二年ではなく、景初三年となっており、『日本書紀』の編纂者が参照した『三国志』は七世紀ないし八世紀初の中国の唐代の抄本であることを証明するものであり、まことに賞賛に値するものである。前述の通り、三国志の最初の刻本は北宋の咸平六年（一〇〇三年）の国子監刻本である。唐代の『三国志』は（注＝刻本でなく）抄本であり、かつ『魏志』、『蜀志』、『呉志』各々「書」の内に入る。それ故、『旧唐書・経籍志』には『魏志』を正史類に記し（注＝経籍志には魏国志三十卷、陳寿撰、裴松之注として、史録に記載されている。『旧唐書』、中華書局版一九八九頁）、『蜀志』『呉志』は編年類に記載されている。（注＝経籍志には蜀国志、陳寿撰、呉国志二十一卷陳寿撰、裴松之注として、編年類に記載されている。『旧唐書』、中華書局版一九九二頁）

これにより、日本書紀の編纂者が参照したものは実は『魏志』の抄本であった。日本の学界が『魏志倭人伝』と言って、『三国志・魏書・倭人伝』と言わないのは、あるいはこの辺に原因があるかも知れない。後で述べる『佩文韻府』（卷二十九）にもまた「魏志倭人伝」と言っているのは同様な理解かも知れない。

ここで私が強調したいことは、『日本書紀神功皇后紀』で注書する景初三年、正始元年、正始四年の干支を各々「己未」、「庚申」、「癸亥」としているところであり、これは充分正確で重視するに値する。（注＝『日本書紀』には景初三年の己未は明記しているが、正始元年、正始四年は記載していない。王仲殊氏の書き入れたものである）このことは次のことを意味する。景初三年の干支の紀年は、己未であり、正始元年の干支の紀年は庚申であるから両者は密接に連なっており、毫も隙がない。従って「景初四年」を入れる余地は完全にないのであり、「景初四年」が実際にも存在しなかったことを証明するに足りる。

各種の史書文籍の記述によれば、上古、夏商西周の時代から早くも中国は一定程度の暦法を有し、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干と子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支を配合して、甲子、乙丑、丙寅から戌戌、辛亥等干支は六十年ごとに一巡する。俗称で「六十花甲子」と言われる。中国の古代では干支をもって紀日（注＝紀には十二年という意味もありこの場合は十二支のみで年を表す）、その後干支で紀年月を表すようになった。（注＝この場合は干支を組み合わせた年、たとえば辛酉の年となる）。ただ夏、商、西周時代の上古の時代は年月が確実に記録されているとは言いがたく、西周晩期の共和行政元年（西暦前八四一年。注＝今まで〇〇王何年という表示であったが、共和元年から十四年まで、共和の年号を使い、その後また王の名前を使っている、中国年暦総譜）になって初めて正確で誤りの

ない記録をすることができるようになり、この共和元年を庚申の年としている。一見してわかるように、この年は（紀元の最初とも言うべき）甲子ではなく、庚申である。ということは共和行政元年以前から中国の暦法では紀年月を用いていたことが知られる。

共和行政元年は紀元前八四一年に相当し、その干支は庚申にあたることは上述した通りである。都合良いことに、三国時代魏の明帝の景初三年は西暦二二九年になるが、その干支は己未にあたる。このことは共和行政元年以来六十年が十八運した最後の年にあたり、魏の少帝（斉王芳）の正始元年は紀元二四〇年に相当するが、その年が庚申であり、共和行政元年から六十年の十九運目の初頭にあたるということで、完全に相合しており、寸分の狂いもない。前述の如く、景初三年（己未）と正始元年（庚申）とは緊密に相連っており、いわゆる「景初四年」の類の虚假の年号が入ることは許されないのである。（注7）

五

以上述べてきたことをまとめると、私の考証によれば、日本で出土した二面の「景初四年」銘三角縁盤竜鏡の銘文の中の「景初四年」という年号は実際上存在しないものであり、この二面の鏡は日本から出土した数百面におよぶ三角縁神獣鏡と同様、中国魏の皇帝から賜った魏鏡とは決して言えないものであり、これは三国時代中国の工匠が日本に渡ってきて、日本で製作したものである。三角縁神獣鏡の形体、文様、等、各方面から、すべて、中国長江中流下流域の江南地方に出土する後漢ないし三国時代の神獣鏡によく似ており、また中原、北方地区から同時代の各種の銅鏡とは異なることから、私は、これらは魏の工匠ではなく呉の工匠が日本で製作したものだと考える。日本で出土した三角縁神獣鏡はすでに数百面に達するが、中国や朝鮮半島の領域での、この種の銅鏡の出土例は絶無である。これにより、多くの日本の学者が私と同じ考えをもっており、日本から出土する三角縁神獣鏡は中国で作られたのではなく、日本で作られたと主張している。「景初四年」銘の三角縁盤竜鏡の日本での発見は、三角縁神獣鏡が中国の魏鏡でないという説を補強する有力な証拠となる。

特に注目し値することは、数年前であるが、日本の著名な金属考古学者新井宏氏が、三角縁神獣鏡に含まれる鉛同位体元素比率の測定に基づき、日本本土で産出された鉛鉱であることを確認し、自然科学の研究分野からも、三角縁神獣鏡が中国の魏鏡ではなく、日本で製作されたことを確認することとなった（注8）。日本考古学界で私と同様な見解をもつ学者たちは、これに感動したものである。ある学者の特別に書かれた文章によれば、新井宏氏の研究成果を称讃すると同時に、私が主張するところの、「景初四年」銘三角縁盤竜鏡は絶対に中国で製作されたものではないという見解を引用しており（注9）、これにより定説となっている（注＝依然魏鏡説も多い）。

六

二〇一一年の春から夏にかけて、日本の聖徳大学名誉教授山口博氏が、広範にかつ、掘り下げて検証し、中国の史書『晋書・天文志』に「景初四年」があること、そのことを『佩文韻府』が述べていること、また『全唐文』に王茂元の『奏吐蕃交馬事宜状』の中で「魏酬倭国、止于銅鏡鉗文」の語があること、また「景初四年」は虚假的な年号ではないこと、また三角縁神獣鏡は倭国との友好のためのものであり、倭人を喜ばせるものであり、もっぱら特鑄（注＝最近では西谷説）として倭に下賜したものであること、それ故日本の各地から大量に出土するが、中国本土には見られないこと等を指摘された。山口氏は多くの書物を博覧し、中国の史書文献を熟知されていて、深く敬服するところであるが、山口氏の論点については、私は反対である。以下その要点を陳述しよう。

『晋書・天文志』の記すところは、「景初元年公孫文懿（淵）叛。二年正月遣宣帝（司馬懿）討之。三年正月、天子（魏明帝）崩。四年三月己巳、太白與月俱加景晝見、月犯太白」（括弧内の文字は読者にわかりやすく自分〈王仲殊氏〉が挿入したもの）（注＝原文中華書局版晋書三四七頁）。ここで「四

年三月己巳」とあるのは「景初四年三月己巳」を指すことは疑えない。(注＝この解釈について異論あり。「晋書・天文志」には単に「四年云々」とあり、文章の前後関係から、「青龍四年云々」と読めるものである。同旨＝入倉徳裕氏〈季刊邪馬台国108号〉。また『宋書・天文志』には明確に「青龍四年三月己巳」と書かれている。なお、『中国古代の天文記録の検証』〈斉藤国治・小沢賢二共著〉一四〇ページ、一五〇ページで天文学的に検証している)。

しかし、ここで指摘しなければならないことは、『晋書・天文志』が明記していることは、天子(魏の明帝)が景初三年正月に死去したことを明記していることである。このように、漢の武帝以来、歴代の皇帝が死去するとその翌年必ず改元(年号を改める)規則があり、編者は当然「景初四年」は存在しないことを知っていた。それ故、「(景初)四年三月」と書いてあるところは、実は正始元年三月の誤りである。ここに三月己巳と特別に月日を記入したことで、一層良く問題を説明してくれる。調べて見ると、正始元年の朔日の干支は庚戌となっているから、「三月己巳」とは「三月二十日」であり、まさに『晋書・天文志』の記すところの「四年三月己巳」と符合し、「(景初)四年」は正始元年の誤りであることを証明している。(注＝青龍四年三月朔日は甲辰であり三月己巳は三月二十六日にあたり、この場合も干支は符合する)。

『晋書』は房玄齡等が貞観十八年から二十年の間(西暦六四四・六四六年)に編纂し成立したもので、その中『天文志』の編纂には著名な天文学者李淳風が参与しているとは言え、その紀年の細部では間違いはあるが、なお、理解はできるものである。もし彼等が、前述の日本書紀・神功皇后紀の編纂者同様、当時の『(三国志)魏志』の抄本を子細参照することが出来ていたなら、この種の誤りは避けられたと思われる。

山口博氏はまた、『佩文韻府』(巻五十三〈影〉)が引用する『晋書・天文志』の記述から、「景初四年三月己巳」云々は「景初四年」という年号が実際にあったということを信すべき証左であると主張される。(注＝『佩文韻府』は韻順に単語ないし熟語を説明する、いわば辞書であり、「影」の中に影と同じ韻をもつ「景」という言葉も入れている個所がある。前出の「太白與月俱加景晝見」の中の「加景」の説明として「景初四年」が出て来る)。しかし周知の如く、『佩文韻府』は中国清代康熙年間(一六六二～一七二二年)に刊行された辞書であり、その基づく資料はいわば類書(各部門の類書の集録であり、編輯・脚色、簡易検証、また引き)で転転とした抄録であり、誤謬がはなはだ多い。この中巻二十九(「縑」)のところ引用している『魏志・倭人伝』の文句は「景初四年倭王遣使上獻生口、倭錦、絳青縑、絛衣、帛布」云々となっているが、これこそまさに『魏志・倭人伝』の中で「正始四年」となっているものを「景初四年」と間違えているのであり、重要な誤謬の最たるものであり、これは一例にすぎない。要するに『佩文韻府』の引用する『晋書・天文志』と『魏志・倭人伝』の中の「景初四年」によって、『晋書・天文志』の原文の中に出て来る「景初四年」の誤りを掩い隠すには不十分であり、まして、信頼度を高めることはできない。(注＝前述の通り『晋書・天文志』には四年とだけあり、「景初四年」とはない)。

山口博氏は日本から出土した、二面の「景初四年」銘三角縁盤竜鏡は、景初三年銘、正始元年銘三角縁盤竜鏡を中心とする数百面のいわゆる「舶載」三角縁神獸鏡同様、中国魏朝皇帝が倭国女王卑弥呼に贈った特鑄品とし、そのもっとも重要な証拠として、清の嘉慶十九年(一八一四年)に董誥・徐松等が編輯した『全唐文』(巻六百八十四)に集録されている、唐の文宗(西暦八二七年～八四〇年)の時の王茂元の「奏吐蕃交馬事宜状」の中の「昔魏酬倭国、止銅鏡鉗文」という尋常でない言葉をあげる。山口氏は「鉗」をもって首かせ足かせの類の刑具とし、鉗文とは倭人が非常に忌み嫌う銅鏡の銘文のことを指す、と主張し、さらに「止于銅鏡鉗文」とは、魏朝が倭国と友好を求めるために、この種の好ましからぬ銘文の使用を止めて、特鑄の新式の銅鏡を贈ったのだといわれる。これは山口氏の一大発見とされ群衆の注意を引いた。(注10)(注＝三角縁神獸鏡には樋口隆康氏の分類によれば二十一形式の銘文があり、多く子孫繁栄を願ったりするもので、忌み嫌うような銘文はない。樋口隆

康、『三角縁神獸鏡新鑑』)

私はしかし山口氏の上述の見解に対して断乎反対である。第一に指摘しなければならないことは「止于銅鏡鉗文」という文の中の「止于」の二字の意味は「僅限（わずか）」とか「只有（ただ）」であって、停止とか廃止を意味しない。また中国の古来から現在に至るまでいかなる書籍にも「鉗文」と言う言葉は見当たらず、従って「鉗文」を倭人が忌み嫌う銅鏡の銘文と見るべきではない。実際「止于」は「僅限（わずか）」とか「只有（ただ）」を指し、同じ個所で「漢遺（注＝山口氏は遺としている。後で王氏の指摘がある。）単于、不過犀毘綺衿」とあるが、その中の「不過」と意味は似ている。「鉗文」は「紺文」の誤りであり、「紺文」は『魏志・倭人伝』に書かれている「紺地句文錦」の類である。これにより「不過犀毘綺衿」の句と同様に、「止于銅鏡紺文」の句は「止于銅鏡、紺文」と「、」を付けるべきものである。（注＝銅鏡の鉗文ではなく、「止于銅鏡、紺文」、銅鏡と紺文にとどめた、という意味）

要するに、王茂元は「奏吐蕃交馬事宜状」の中で主張していることは、大唐の朝廷は吐蕃を安撫するために、すべからず懐柔政策を取るべきであり、吐蕃の要求があれば、できるだけ多くの馬を送るべきである。心は広く、贈り物は厚くする措置が正しい。これに比べて昔は、魏朝は倭国をもてなすに、銅鏡と紺地句文錦の類に限り（『魏志・倭人伝』を見よ）、漢朝は匈奴に贈り物をするのに金のバツクルと絹の衣服などに過ぎなかった。（『漢書・匈奴伝』を見よ）。奏状中の語調から見ると、王茂元は魏が倭国をもてなすこと、漢が単于に贈り物をするをあげているが、高度の称讃ではなく、むしろ、やや貶し、抑える意味を含んでおり、これを元に、魏朝がかつて特鑄の銅鏡を倭国に下賜したということとはできない。

ついでに言及すれば山口氏は「漢遺単于」の「遺」について、「遣」の誤写ではないかと疑っている。しかし実は、「遺」の字は一般的には「yi」と読み、遺留、遺伝、遺失等に使う。この他「遺」の字は「wei」と発音し「贈与する」意味があつて、「遣」の誤写ではない。

附記

私は二〇一一年九月日本の新聞（注＝最初は六月の週刊新潮）を見て、日本の聖徳大学名誉教授山口博先生が「景初四年」の紀年問題の論文を發表し、読者の注目を集めていることを知り、また十一月下旬に九州大学名誉教授西谷正先生にメールを送り、山口先生の論文の関連文献送っていただいて、読ませていただけるよう依頼しました。西谷先生は受信後すぐに、山口先生と話され、山口先生から、論文の要旨と簡明な文献のコピーを、西谷先生経由で私に送られた。大変感激し深く感謝の意を表します。もしこの論文に誤りの個所があれば、山口先生、西谷先生にもご教示賜りたい。

二〇一一年十二月二十日

注記

- (1) 王仲殊「日本で出土した景初四年銘三角縁盤竜鏡を論ず」、『考古』一九八七年第三期
- (2) A、王仲殊「景初三年鏡と正始元年鏡の銘文の考釈」、『考古』一九八四年第十二期
B、王仲殊「景初三年鏡と正始元年鏡の銘文の補釈」、『考古』一九八五年第三期
- (3) 王仲殊「三国志・魏書・東夷（倭人）伝中の〈景初二年〉は〈景初三年〉の誤り」『考古』二〇〇六年第四期
- (4) 湯浅幸孫『翰苑校釈』、(日本)国書刊行会、一九八三年
- (5) 「日中両国文献資料からみた古代倭の国名およびその他の関連問題」、『日中両国考古学・古代史論文集』科学出版社、二〇〇五年
- (6) 国史大系本『日本書紀』(前編)卷九(氣長足姫尊・神功皇后)、(日本)吉川弘文館、一九八一年
- (7) 陳垣『二十史朔閏表』(魏・蜀・吳)、古籍出版社。一九五六年

- (8) A、新井宏「同位体比から見て三角縁神獣鏡は非魏鏡」、大和書房、『東アジアの古代文化』129号、二〇〇六年
B、新井宏『理系の視点から見た「考古学の論争点」第一章、「三角縁神獣鏡は魏鏡か」(日本大和書房、二〇〇七年)
- (9) 奥野正男「三角縁神獣鏡の制作地論争・私見」『東アジアの古代文化』137号、(日本)大和書房、二〇〇九年
- (10) 山口博『(コラム) 魏は倭国のために銅鏡を特鑄したか』、『環濠を構え石窟に住む神、イツノヲハバリ』(前編) 52頁『聖徳大学言語文化研究所論叢』18、二〇一一年十二月二十日
(責任編集 苗霞)